

- この際、チームメンバーに法執行部門代理者を加えるかまたは学校警察官としての彼らと定期的に協議することを強く勧告する。脅威行為は脅威の内容及び各州の法律によっては犯罪行為となり得る。学校内の脅威が全て起訴の対象となるわけではないが、犯罪的暴力が発生した場合とか、連邦法または州法の定めによりどのような措置が必要かなどの点に関して、専門家の熟知した助言を学校職員は必要とする。

1-1-5 学校を安全にするために必要なこと

①大人の参加「加」

大人であれば仕事の場所としてとうてい耐えられない環境が存在する学校に、子供たちは出席することを長く強いられてきた。自分自身のために発言し行動できない子供のために、大人は発言し行動できる。生徒たちは身体的暴力の被害を心配することなく学校に出席できるようにすべきである。

②理解「安」

暴力を起こす理由と、暴力や他の問題行動の予防に有効な支援策を我々が理解できれば、学校を今より安全にすることができる。

1-2 計画の概要

1-2-1 カリフォルニア州における学校安全計画の作成状況「加」

カリフォルニア州では、各学校に対して 1998 年 9 月までに学校安全計画 (School Safety Plan) を持つことが求められている。(教育法典セクション 35294.1 以下)

但し小型学区（生徒数 2,500 人以下）では学区全体の学校安全計画の作成が義務づけられている。学校評議会 (School Site Councils) が学校安全計画作成の責任を負っている。

学校安全計画には下記事項を含めることが求められている。

- ①学校が関係する犯罪を評価するプロセス
- ②日常災害や緊急時の手順、学校からの退学や停学を必要とする深刻な行為を犯した生徒について教師に通知する政策など、学校の安全を確保するための戦略
- ③生徒の身体の健康と安全を脅かす恐れのある着衣を禁止する服装規定

学校は安全計画の中に地元学校評議会の勧告を取り入れることができる。また学校は安全計画の作成に当たり、「学校警察とパートナーシップ」が出版した「安全な学校：行動のための計画作成の手引き」を資料として使用することが求められている。学校安全計画法は 2000 年 1 月 1 日に失効したが、旧法の必要要件を永続的なものとしつつ毎年更新することを定める法律 (SB334) が通過している。

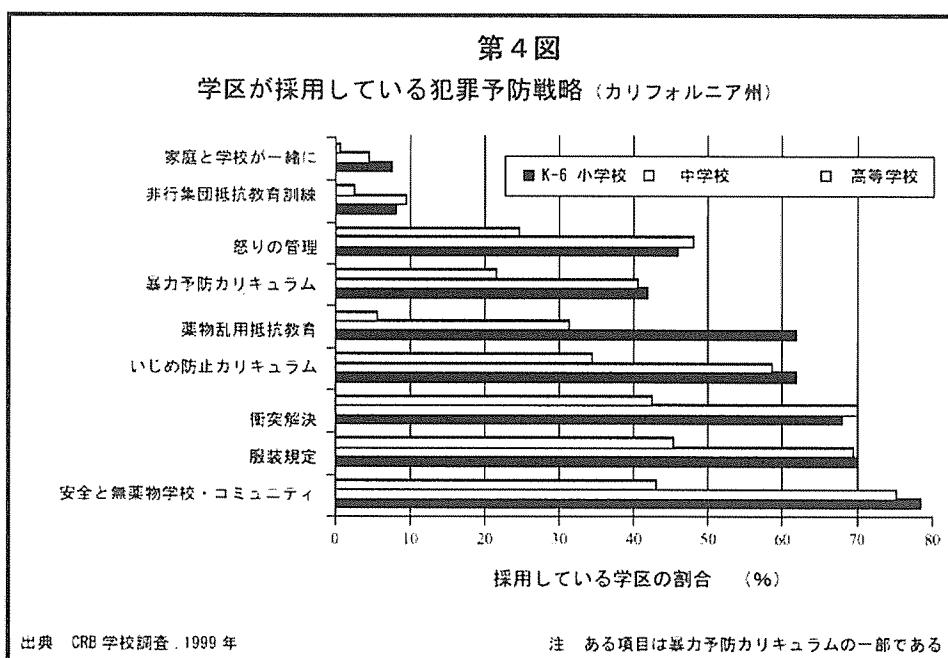
カリフォルニア州調査局 (CRB) の学校調査によれば、全ての学校は法が求める学校安全計画を作成済みである。

しかし多くの学校では（コロンバイン高校で発生したような）危機管理計画を学校安全計画に織り込んでいない。これは現行の学校安全計画の要件項目となっていないためである。

1-2-2 暴力予防カリキュラム「加」

カリフォルニア州の各学区では、衝突の解決（Conflict Resolution）、仲間による和解（Peer Mediation）、生活の技術訓練（Life Skills Training）、怒りの管理（Anger Management）、平和形成（Peace Building）、問題の10歳代（Teens on Target）、危険を話し合う（Straight Talk on Risk）などの項目を含む暴力予防カリキュラムを採用している。このカリキュラムは学区によって取扱い方や内容が多少とも異なるが、その共通の目標は生徒の暴力的な行動を減らし、学校環境を改善しようとするものである。

暴力予防カリキュラムは毎日あるいは毎週の授業時間中に教えられ、自己管理、衝突の原因と力学、暴力の危険要素、及び自尊心などのテーマを取り上げる。特定のカリキュラムについて訓練された教師やコンサルタントが、学校やコミュニティにおける健全な行動基準を生徒に教える。第4図はカリフォルニア州の各学区で採用されている犯罪予防戦略の一覧である。



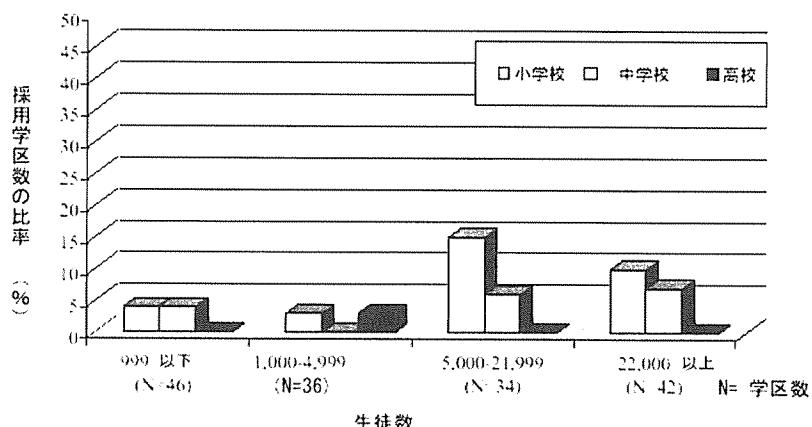
カリフォルニア州調査局（CRB）の調査に回答を寄せた159学区の大部分は、第17図の通り各種の犯罪予防戦略を採用している。興味のあることだが、高等学校で採用されている犯罪予防戦略は項目数が大変少ない。これらの全戦略項目を採用しているのはごく一部の学区だけで、大型学区で全戦略項目を採用している所はない。なぜ小型の都市学区及び郊外学区が多項目の戦略を採用しているのか、その理由は明らかでない。これらの犯罪予防戦略には重複している点がありその評価データもまだ結論がでていないが、各学区はそれに自学区の生徒にとって最適と思われる項目を選択したに違いない。特に生徒数の多い大型学区では、費用が間違なく選択に当たっての重要な要素であったと考えられる。

「安全で薬物のない学校とコミュニティ法」は学校内薬物予防のための最も共通の資金交付計画であるが、その評価研究によると、各地での実施結果の効果は限定的であるとのことだ。連邦によるこの資金交付計画は、各学区に対して一定の計算式で機械的に交付金を支給するもので、各学区ではこの資金を様々な暴力・薬物予防戦略に利用している。

衝突解決実施計画は「怒りの管理」、「仲間による和解」、「生活の技術訓練」を含み、カリフォルニア州の各学区で採用されている最も重要な計画である。多くの校区では更に各種の服装規定を設けており、その規定範囲は制服の着用から特定の服装もしくは着用物の禁止までと幅が広い。

1-2-3 家庭学校連帯活動－「家庭と学校が一緒に」(Family and School Together)】「加」早期指導実施計画は4歳から14歳までの子供を対象にして作られた。この実施計画は、慢性的な少年非行という緊急な社会的問題を、問題少年と家庭、仲間、教師、学校職員やコミュニティとの間により関係を築き上げることによって対応しようとするものである。この理論は、若い危ない(At-risk)少年を多面的に保護することによってセーフティ・ネットを張り、家庭、学校及びコミュニティに復帰できるように援助することで、最終目標は彼らが非行、暴力や薬物中毒に走ることを防ぐことがある。

第5図
家庭学校連帯活動の採用状況



出典 CRB 学校調査、1998年

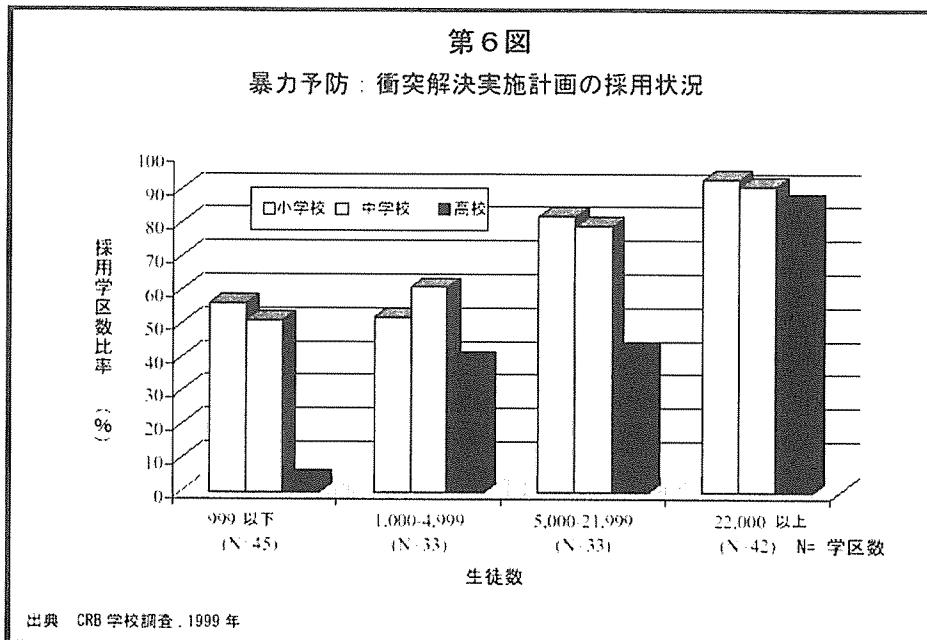
この防止活動は家庭の機能を向上し、アルコールや薬物の乱用を減らし、日常生活で経験される家庭内のストレスを減らすことに重点を置いている。この実施計画は、先ず学校職員が見つけた、孤立して危険状態(At-risk)にある両親を、両親問題の専門家が訪問することから始まる。危険状態にある両親は、一度に10家族ずつこの計画に参加するよう奨められる。この実施計画は2年にまたがって30回の講義が開かれ総時間は86時間で、1家族あたり\$1,200の費用が発生する。学校が1年に30家族を参加させると、一期間ごとに\$36,000の費用となる。カリフォルニア州ではこの実施計画に対して、児童虐待防止事務所

社会サービス局から資金が提供される。

第18図を見ると、この実施計画に参加している学区は比較的に少ないことが分かる。

1-2-4 「衝突解決」のための実施計画 (Conflict Resolution Programs) 「加」

「衝突解決」は暴力予防カリキュラムの基礎である。「衝突解決実施計画」はカリフォルニア州の大型学区50カ所で採用されている。しかし小型学区の高等学校では殆ど採用されておらず、中型学区では高等学校の40%以下が採用しているだけである。(第6図)



小型学区管理者は、自分の学区には人的資源が少なく各種実施計画に必要な交付金の申請書類を作成するだけの事務力もないで、衝突予防及び暴力予防実施計画を採用していないのだといっている。

この実施計画は対話技術 (Communication Skills) と創造的な考え方 (Creative Thinking) を教え、それによって生徒が衝突を予防し、切り抜け、平和的に解決できるよう支援するものである。この実施計画の基礎にある前提は、衝突 (喧嘩) は正常かつ自然な現象であるということである。衝突を解決する過程には、交渉(仲介を立てず当事者間:Negotiation)、和解 (第三者による仲介 : Mediation) 及び合議 (仲介者を入れた集団決定 : Consensus Decision-Making) がある。この三種の解決策向けカリキュラムは高校までの学校の各レベルに適合するよう設計されている。

1-2-5 「仲間による和解」実施計画 (Peer Mediation Programs) 「加」

この実施計画では衝突の当事者である生徒たちは、訓練を積んだ仲間の和解役が当事者間の解決を手助けすることに同意することを前提としている。和解役は同輩の生徒で、問題解決、積極的な聞き手、対話技術、一致点の見極め、秘密を守る、そして審判的にならないなどの和解技術の訓練を受けた生徒が当たる。全米議論解決協会の専務理事であるマー

ガリー・ベーカー氏によれば、米国では約 1 万の学校やコミュニティ集団が「仲間による和解」を実施しているとのことである。

訓練を受けた仲間の和解役は、青少年が自分たちの意見の相違点を探り、相互に受け入れることのできる解決を引き出すのに尽力する。その過程は民主的で相手を非難するのではない。この実施計画を通じて青少年たちは、自分たちの学校環境の中で積極的な問題解決に貢献できる機会から何物かを得ることができ、しかも自分自身の人生の中で問題を解決できる技術（Skill）を学び取ることができる。

ティーンエージャーは自分たちの仲間から何かを学び取る気持ちがある。11 歳から 17 歳代の青少年の 61% は、以前に薬物常用者であったか非行集団のメンバーであった、あるいは 10 代母であったなどの仲間からの助言を信用する気持ちがあると、オハイオ州クリーブランド学区で「仲間による和解」センターを運営しているカロール・クローズ氏は語る。

しかしながら、この実施計画によって停学、喧嘩、あるいは衝突事件の発生率が減少したかどうかを検証している研究はまだ少ない。

1-2-6 「平和形成」実施計画（ Peace Building Programs ）「加」

この実施計画は、共同学習（Cooperative Learning）及び“学術論争”（Academic Controversy）という教育的手法を用いて、衝突解決手法をカリキュラムと日常の教室管理に組み込もうとするものである。「衝突、セキュリティ、及び平和形成の選択」という社会責任カリキュラムの教育者たちは、衝突解決手法をカリキュラム、教室管理、及び規律の実践に組み込む方法を示している。彼らは、協力、多様性の理解、配慮のある効果的な対話を実践する機会を強調している。

この実践計画の有効性に関する調査によると、教師の管理を必要とするような規律問題は約 80% 減少し、校長に対する身元照会（Referral）はゼロになったとのことである。

1-2-7 「怒りの管理」実施計画（ Anger Management Programs ）「加」

このプログラムは教師、生徒そして両親が、通常同じ環境の中で、自分の怒りを抑え積極的な生活の技術を再強化するように設計されている。学校内を基準にした大部分の「怒りの管理」カリキュラムは、社会学習及び認識行動（Cognitive Behavior）に関する理論に基づいている。このカリキュラムは、講師付きのビデオ教育、観察、指導による実践と経験、ロールプレイング、並びにパフォーマンスのフィードバックなどの各種の手法を活用して、行動の変化を教える。生徒たちは自分自身の怒りに対する管理能力を自己評価する機会がもてる。教師が教室で指導役になるためには正味 2 日の訓練が必要である。

生徒に対するいくつかの技術コースは 2 週間に及ぶ。あるプログラムは 1 学期かかるものもある。

1-2-8 「いじめ予防」実施計画(Bullying Prevention Programs)「加」

中学校及び高等学校の生徒で 10 人のうち 9 人はいじめを目撃しており、彼らの学校生活の